

公益財団法人加古川総合保健センター求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

1 基本的な考え方

公益財団法人加古川総合保健センター（以下「本財団」という。）は、求職活動等において、求職者等の人権を尊重し、公正かつ安心して求職活動等を行うことができる環境を確保することが重要であると考えています。

そこで本財団では、求職者等に対する言動に注意を払うとともに、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止及び必要な措置を講じます。

2 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

本財団の職員による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものを求職者等に対するセクシュアルハラスメントとします。

※「求職者等」とは、本財団の職員に応募する人、採用に資する活動に参加する人及び教育実習その他の実習を受ける人等をいいます。

※「求職活動等」とは、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、本財団が実施する採用試験、就職説明会、教育実習若しくはインターンシップ等への参加又は本財団の職員への訪問があります。

なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

3 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

「性的な言動」とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指し、以下のような言動が含まれます。

- (1) 性的な内容を含む質問や発言
- (2) 容姿、身体、交際関係等に関する不必要な質問
- (3) 食事や私的な関係を執拗に求める言動
- (4) 不必要な身体接触
- (5) 性的な言動に対する拒否や抗議を理由とした不利益な取扱い
- (6) その他求職者等の人権を侵害するおそれのある言動

※上記は例示であって、これらに限定されるものではありません。

4 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止への取組み

- (1) 本財団の職員は、上記3に掲げるような言動は行いません。
- (2) 本財団は、公正かつ適切な求職活動等を行うとともに、ハラスメント防止に関する教育・研修を定期的に実施します。
- (3) 本財団は、求職者等からセクシュアルハラスメントに関する相談があったときは、事実関係を確認のうえ、迅速かつ適切に対応します。また、求職者等のプライバシーを保護するとともに、求職者等に対して不利益な取扱いはいたしません。